

株主の皆様へ

広島電鉄株式会社
総務課

単元株式数の変更および株式併合について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成29年6月29日開催の当社第108回定時株主総会において、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、当社は平成29年9月1日をもって、単元株式数の変更および株式併合を実施いたします。つきましては、単元株式数の変更および株式併合について、以下のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 単元株式数の変更

平成29年9月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

2. 株式併合

当社普通株式につき、本年8月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数について、2株を1株とする株式併合を行います。

3. 株主優待制度の発行基準等の変更

株式併合が実施されるに伴い、平成29年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主様から、次のとおり株主優待制度の発行基準を株式併合割合に応じて変更いたします。なお、現在株主優待を交付している株主様への優待内容に変更はございません。

株主優待乗車券・乗車証（年2回）			
所有株式数		種 別	枚 数
現行	変更後		
1,000株以上	500株以上	電車全線乗車券	4枚
3,000株以上	1,500株以上		8枚
5,000株以上	2,500株以上		12枚
7,000株以上	3,500株以上		16枚
9,000株以上	4,500株以上		20枚
11,000株以上	5,500株以上		24枚
12,000株以上	6,000株以上	電車全線・広島都心部 エリアバス乗車証（1名記名式）	1枚
24,000株以上	12,000株以上	バス全線乗車証または電車全線・広島都心部 エリアバス乗車証（1名記名式）	1枚
		電車全線乗車券	12枚
36,000株以上	18,000株以上	電車・バス全線乗車証（1名記名式）	1枚
150,000株以上	75,000株以上	電車・バス全線乗車証（1名記名式） ※2枚目以降持参人式選択可	2枚
300,000株以上	150,000株以上		3枚
広電グループ諸施設ご優待割引券（年2回）			
1,000株以上	100株以上※	広電グループ諸施設ご優待割引券	1セット
自社指定商品（年2回）			
1,000株以上	500株以上	広島県産品など	1セット

※現在200～999株（株式併合後100～499株）所有の株主様への株主優待を新設いたします。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

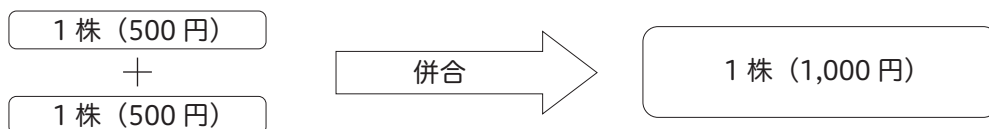
Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。あわせて、投資単位(1単元株式の購入金額)について、証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

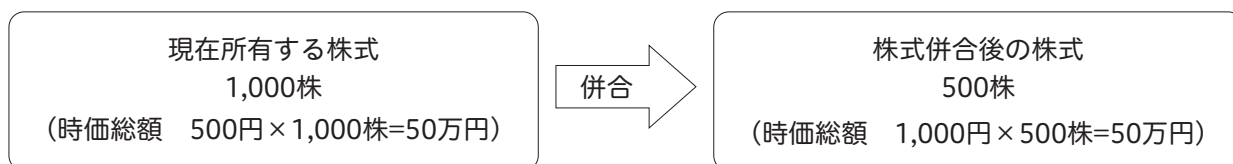
A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

【例1】1株500円の場合



1株500円の株式を2対1で併合することで、理論上1株1,000円となります。

【例2】1,000株所有の株主様(1株500円)の場合



株式併合により所有株式数は半分となりますが、1株当たりの資産価値は2倍となるため、ご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(2株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)については、当該株式に係る配当は生じません。

【例3】1,000株所有の株主様の場合（併合前の配当金が4円で、受取配当金の総額が変動しない場合）



業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。

Q6 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

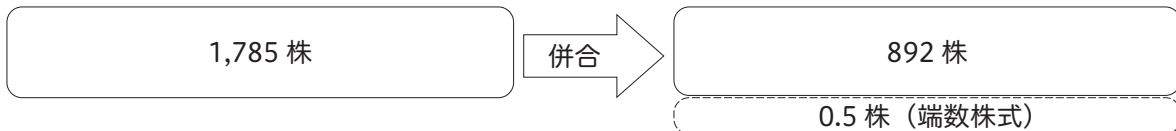
A6 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,785株	1個	892株	8個	0.5株
例②	1,000株	1個	500株	5個	なし
例③	997株	0個	498株	4個	0.5株
例④	200株	0個	100株	1個	なし
例⑤	199株	0個	99株	0個	0.5株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例①③⑤⑥のような場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成29年11月上旬頃にお送りすることを予定しております。

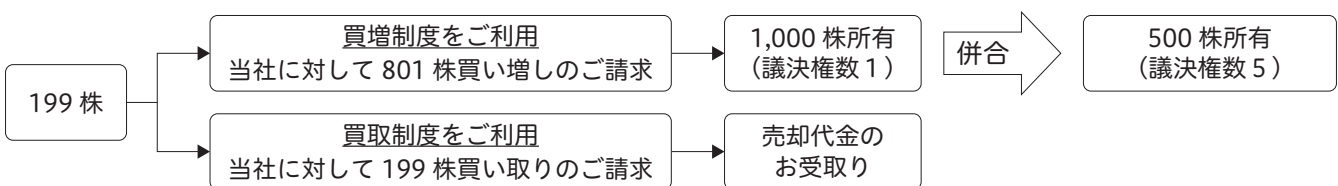
【例4】現在1,785株所有の株主様の場合（上記表例①）



0.5株にあたる端数株式の処分代金をお支払いいたします。

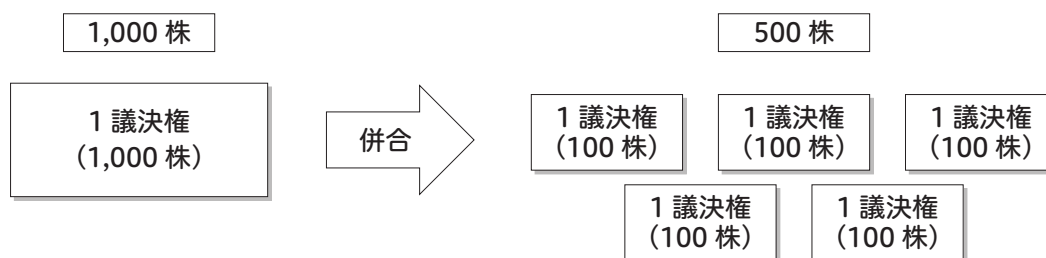
なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社特別口座管理機関までお問い合わせください。

【例5】株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただく場合（上記表例⑤ 現在199株所有の株主様の場合）



効力発生前のご所有株式が1株のみの場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

【例6】現在1,000株所有の株主様の場合（上記表例②）



Q7 株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の特別口座管理機関にお問い合わせください。

Q8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8 特に必要なお手続きはございませんが、株式併合の結果、端数株式が生じる株主様は処分代金のお受け取りが必要となります。（A6を参照）

Q9 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A9 株主優待制度については、株式併合割合に応じて発行基準を変更するとともに、100株以上の株主様に広電グループ諸施設ご優待割引券を交付いたします。（平成29年9月30日現在の株主様に、平成29年12月末交付予定）

なお、現在株主優待を交付している株主様への優待内容に変更はございません。

Q10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A10 次のとおり予定しております。

平成29年8月29日	100株単位での売買開始日
平成29年9月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日
平成29年9月下旬	株式割当通知の発送（予定）
平成29年11月上旬	端数株式処分代金のお支払い（予定）

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

特別口座管理機関・株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
TEL：0120-094-777（通話料無料）